

防犯カメラの設置費用を補助します！

募集期間：令和7年5月12日（月）～9月30日（火）

地域団体や事業者の方々が公共空間を撮影する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

地元企業の受注機会の増大を促進するため、
市内の業者が設置工事を行ったものに限り、補助金の対象とします。

防犯カメラのメリット

1. 犯罪の抑止、発生の防止効果
2. 犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりの取組みを支援

補助対象者

地域団体：自治会、町内会などの住民組織

事業者：市内に事業所を置き、専ら営利を目的とした活動を行う個人及び法人
ただし、主要な鉄道駅周辺に防犯カメラを設置する事業者
令和7年度については、小中高の学校法人等を含める（駅からの距離制限なし）

※国、県又は市の「他のカメラ補助」との併用は不可。（一部例外あり）

補助対象経費

1. 防犯カメラ、録画装置等の購入及び設置工事に係る費用
2. 防犯カメラの撮影を示す看板設置に係る費用

※機器の保守点検、電気代などの維持管理費は、補助対象外です。

補助率・上限額

地域団体：補助対象経費の $\frac{3}{4}$ 以内 上限額 30万円/台

事業者：補助対象経費の $\frac{1}{3}$ 以内 上限額 13万円/台

※1団体につき、10台を上限とします。

※申請が予算に達した場合は、ご希望に添えない場合があります。

主な遵守事項

- ①撮影区域は、道路等の公共空間とすること。※事業者は公共空間の撮影範囲が概ね $\frac{2}{3}$ 以上
- ②設置して5年以上は継続的な管理運用を行うこと。
- ③防犯カメラ設置場所の所有者等から同意又は許可を得ること。
- ④「北九州市安全・安心まちづくり防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」を遵守すること。
- ⑤プライバシー保護等に配慮した適正な管理運用のため「防犯カメラ管理運用規程」を策定すること

詳しくは「申請の手引き」をご覧ください。市のホームページからダウンロードできます。

補助金交付の流れ

1 事前協議 【令和7年5月12日（月）～9月30日（火）】

補助金の交付申請をしようとする団体の事前協議

【提出書類】

- ①防犯カメラの設置が申請者の総会等により決定したことを証する書類（地域団体）
撮影範囲内の地域団体の同意を証する書類（事業者）
- ②設置場所及び撮影範囲を示した図面
- ③設置費用がわかる見積書

【提出先】総務市民局 安全・安心推進課 都市整備係

2 内示（仮審査） 【令和7年8月上旬～10月下旬】

- ・事前協議の申請を受け、警察等と協議し、申請内容を審査したうえで、市から申請者へ内示書を通知

・補助金の予算の関係上、事前協議申請時の台数を調整して内示することがあります

3 交付申請 【令和7年9月上旬～令和8年1月下旬】

内示書に基づき、交付申請

【提出書類】

- ①設置するカメラの概要がわかるカタログ等の資料
- ②設置場所の所有者等の同意又は許可を証する書類
- ③収支予算書
- ④団体規約（地域団体のみ）、役員名簿
- ⑤防犯カメラ管理運用規程、管理運用責任者及び操作取扱者届出書 等

4 交付決定（本審査） 【交付申請提出後20日程度】

- ・交付申請を受け、申請内容を審査したうえで、市から申請者へ交付決定通知書を送付

事業着手（カメラ設置工事）

補助金の交付

5 実績報告及び精算 【工事完了後～令和8年3月下旬】

【提出書類】

- ①設置したカメラにより撮影された画像
- ②設置場所の工事前後の写真
- ③領収書の写し 等

対象外

- ・リース契約のカメラ、ダミーカメラ等

申請・問合せ先： 〒803-8501
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市 総務市民局 安全・安心推進課 都市整備係
Tel：093-582-2866